平成２７年度第１回東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会
議事概要

日時：平成２７年１１月１３日（金）
　　１３時３０分～１４時５０分
場所：佐賀市保健福祉会館４階大会議室

■出席者

・東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会会員　１８人
・オブザーバー　２人
・事務局　５人
※別紙名簿のとおり

■傍聴者

・佐賀新聞社
・読売新聞社
・朝日新聞社
・西日本新聞社

■議事内容

【開会】

事務局：皆さまこんにちは。本日はご多忙の中、ラムサール条約に登録されました東よか干潟の保全とワイズユースを検討する協議会にご参加頂き誠にありがとうございます。
　本日司会を務めさせて頂きます環境部副部長の百崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。まずは会に先立ちまして事務連絡をさせて頂きます。本協議会は「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程」に基づき公開とさせて頂きます。そのため記者の方や一般の方が傍聴されますのでご了承お願いします。また本日の会議の議事録を作成するため音声を録音させて頂きますのであわせてご了承をお願いします。それでは早速ですがお手元にお配りしています次第に沿って会を始めさせて頂きます。まずは秀島市長があいさつを申し上げます。

【市長あいさつ】

市長：皆さんこんにちは。いつもまちづくりのためにいろんな面でがんばっておられる皆様達に、お忙しい中、会にご参加頂き感謝を申し上げます。
　みなさんご承知の通り、今年の５月に有明海の干潟が国際的にも重要な湿地として認められた、ラムサール条約登録と言う事になりました。この干潟は何もここ数年で

大事になって来たわけではございません。ずっとずっと前から大事な場所だと国の方も意識をしておりまして、合併前の東与賀町の頃からそう言う打診があっていたと言う事で聞いております。その時には、登録とまではいかなかったのですが、その後もめげずにずっと保全をしてこられた方々、この中にたくさんのそういった方が入っておられると思いますが、そういう皆さんに感謝を申し上げたいと思いますし、地元の子供たちもお手伝いをしているということでございますので、感謝を致したいと思っております。ただこの登録というのは登録されればそれで済むと言うことではございません。皆さまもご存知の通りこれから先がまだ問題であると。登録をして頂いて、そしてあの地を保全して行く、そして出来れば豊漁の海有明海を今危機に瀕しているわけでございますが、それが復活して昔のような海に戻ってくれないかなとそういう期待も持っているところですが、上手く利用しながら保全をしていくと。そう言う課題を私達は共通の課題として背負ったことになるわけです。そう言う課題を担いながらどういう保全の仕方が良いのか、どういう活用の仕方が良いのかをこれから知恵を出してやっていかなければならない。そう言うお知恵をご意見と言う形で出して頂ければ非常にありがたいと思っているところでございます。

一つ心配なことが今年もシチメンソウがバルーンの時期に色づいておりますが、実際あれを世話して頂いているシチメンソウを育てる会の方たちや地元の人たちを中心に話しを聞いて見ると、海の状況が少しずつ変わっているとそう言う話を聞きます。そういったものがずっとずっと積み重なって大きな変化になりマイナスの要素として大きくクローズアップされるということがないのかといった心配も片方ではしているわけですが、そう言う海の状況を見ながら保全に精を出して行ければとそういう風に思っております。

忌憚の無いご意見を出して頂いて、皆さんと一緒になって所期の目的が達成できればという気持ちでおりますので、これからもよろしくご指導頂けるようこの場をお借りしてお願いを致しまして、主催者を代表したあいさつに代えさせて頂きます。今日は大変ご苦労様でございます。

【協議会設置の趣旨説明】

事務局：佐賀市環境部環境政策課倉持と申します。私の方からご説明をさせて頂きたいと思います。説明はこちらのスクリーンと皆さまのお手元にスクリーンの資料をペーパーにしたものをお配りしておりますので、いずれかをご覧頂ければと思います。

まずはラムサール条約についてご説明させて頂き協議会の趣旨の方に入って行きたいと思います。ラムサール条約の名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と非常に長い条約となっております。これは１９７１年に採択されておりますが、採択された場所がイランのラムサールという所で採択されたことから一般的には「ラムサール条約」と呼ばれております。条約の目的はこちらに記載して

おります通り、国際的に重要な湿地とそこに生息する水鳥をはじめとした生態系の保全と人類による持続的な利用です。湿地は非常に多様な生態系を育む場となっておりますが、埋め立てや開発の対象になりやすく、過去４０年間に４０％の湿地が消失をしているという中、そこを保全していく必要があるということで、国際的条約を定めて守っていくということが目的となっております。締約国は現在１６９カ国、登録湿地が２，２１８ヶ所となっております。

日本では昭和５５年、１９８０年に北海道の釧路湿原を最初の登録湿地としてこの条約に加入しております。その後３年ごとに開かれております条約の締約国会議に合わせて登録湿地を増やしております。現在の登録湿地数ですが今年５月に東よか干潟を含む４ヶ所が新たに登録されまして５０ヶ所になっております。これはアジアの中で最も多い登録湿地数となっております。

次にラムサール条約が求める３つの柱というのがございます。１つ目が保全・再生、これは条約の根本の目的でございますが、重要な湿地を守っていこうということです。湿地は経済上や文化上、科学上、レクリエーション上の大きな価値を持つ将来的に保全される必要があるといった考え方になっております。

ワイズユース（賢明な利用）ですけど条約は保全のために人が湿地に立ち入ったり湿地に対して行為を厳格に規制するという訳ではなく、人間の利益のために持続的にそこを利用していきましょうという、ワイズユースを求めております。この「ワイズユース」とは豊かな暮らしや産業などの社会経済活動のバランスのとれた湿地の保全により将来子孫に湿地の恵みを受け継いでいくという考え方になっております。

啓発・学習・交流、保全・再生やワイズユースを進めていくためにはまずベースとして多くの人が湿地の価値や魅力に気づき認識することが必要ということになります。そのためには啓発や学習の機会を提供することが必要です。また様々な関係者の方が情報交換をして連携・協力することが求められていることです。

ワイズユースの国内の登録地における事例を書いておりますが、農漁業につきましては島根の宍道湖です。宍道湖におかれましては日本一のシジミの産地ですが、宍道湖シジミというブランドネームで厳格な資源管理をしながらシジミの漁を行い尚且つブランド化をしているということです。

２つ目は宮城の蕪栗沼周辺水田ですが、冬の時期に田んぼに水を張って、佐賀と違って冬場作物が田んぼでつくれませんので、水をはりましてガンやカモなどの野鳥が生息できる環境を作られております。そこで栽培されるお米をふゆみずたんぼ米といったブランドネームでブランド化をされております。

観光ですけど、自然保護と両立した観光利用として、釧路湿原を初め全国各地で観光利用されております。

レジャーや趣味への利用ですけど、バードウォッチングのスポット、東よか干潟もそうですが全国的に野鳥が多く来るところにはバードウォッチングのスポットとして

野鳥ファンの方が多くいらっしゃっております。

サンゴの保全に配慮したダイビングですが、沖縄の慶良間諸島海域です。サンゴが非常にキレイな海域で保全しながらダイビングに来られていると言う事例です。

協議会の設置の意味ですが、先ほど申しましたように、保全・再生・ワイズユース、啓発・学習・交流を進めていくためには、さまざまな分野の方が関わって頂かないとなかなか進んでいかないという状況の中で、本日のように様々な分野の関係者の方が一堂に会して保全やワイズユースを進めて行くために情報交換をしたり、意見を出し合ったりしながらプランを作成し、協力・連携しながら実施に繋げていくということが大切なことだと考えております。これが協議会の方を今回私どもの方で立ち上げさせて頂きたいと思いました要因となっております。

【出席者紹介】

事務局：今回が初めての会となりますので本日出席頂いています皆さまのご紹介に移りたいと思います。せっかくですので東与賀まちづくり協議会の東島会長さんから順に所属とお名前を紹介して頂いてよろしいでしょうか。お願い致します。

会員：ただいまご紹介いただきました、東与賀まちづくり協議会会長をしております東島清司でございます。一つよろしくお願い致します。

会員：本日は代理で参りました、事務局の可児弘です。よろしくお願いします。

会員：佐賀市の自治会協議会の会長をしております、伊東です。よろしくお願い致します。

会員：東与賀自治会長会の園田といいます。よろしくお願いします。

会員：東与賀の団体でございます、シチメンソウを育てる会の会長をしております石丸です。よろしくお願い致します。

会員：こんにちは。東与賀小学校の校長の北村勢津子と申します。よろしくお願い致します。

会員：ＪＡ佐賀本部の営業の安東と申します。本日は福地が業務の都合で出られませんでしたので、本日は代理で出席させて頂きました。よろしくお願いします。

会員：こんにちは。佐賀県農業協同組合の東与賀支所の支所長をしております、福島と申します。よろしくお願いします。

会員：佐賀県有明海漁業協同組合の専務をしてます田上です。よろしくお願いします。

会員：こんにちは。佐賀市観光協会の事務局長をしてます菖蒲と申します。よろしくお願い致します。

会員：佐賀市南商工会の副会長をしております、吉村です。東与賀の支部長も兼ねておりますので東与賀のラムサールのことですので会長に代わって出席しております。よろしくお願いします。

会員：こんにちは。佐賀大学全学教育機構の郡山と申します。よろしくお願いします。

会員：こんにちは。佐賀自然史研究会の副島和則です。よろしくお願いします。

会員：こんにちは。日本野鳥の会佐賀県支部の支部長をしております、宮原明幸と申します。よろしくお願い致します。

会員：佐賀野鳥の会の会長の中村です。昨年会創立５０周年を迎えました。ちょっと宣伝させて頂きました。ありがとうございます。

会員：はじめまして。ＮＰＯ法人有明海ぐるりんネットの事務局長をしております、古川尋美と申します。よろしくお願い致します。

会員：皆さん、こんにちは。ＮＰＯ法人温暖化防止ネットの橋本と申します。ちょうど明日１４日と１５日、どん３でいろんな環境団体のイベントがありますので、もしお時間ございましたら皆さんぜひお越しください。よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。また本日は、環境省と佐賀県からラムサール条約の担当者にお越しいただいておりますのでそれぞれ紹介を受けたいと思います。

環境省：こんにちは。環境省九州地方環境事務所野生生物課の課長をしております、横田寿男と申します。よろしくお願いします。

佐賀県：みなさん、こんにちは。佐賀県有明海再生・自然環境課長の吉村弘美と申します。よろしくお願い致します。

事務局：ありがとうございました。最後に事務局の紹介をさせて頂きます。

佐賀市環境部部長の田中でございます。よろしくお願い致します。

佐賀市環境部環境政策課百崎です。

東与賀支所支所長木村と申します。

佐賀市環境部環境政策課副課長の倉持です。

佐賀市環境政策課溝口と申します。よろしくお願いします。

皆さまありがとうございました。

【議題】

（１）東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会規約（案）について

事務局：それではこれから議題に入らせて頂きます。本来であれば会議の議長は協議会の会長が務めることになりますが、規約自体がまだ成立していませんので事務局で進めさせていただきます。それでは東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会規約（案）について事務局よりご説明させて頂きます。

第１条は名称となっております。東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会となっております。

第２条の目的ですけどラムサール条約湿地「東よか干潟」の保全及びワイズユースを促進することを目的とすることになっております。

第３条の協議事項（１）東よか干潟とそこに生息する動植物の保全

（２）干潟を活用した環境教育・交流

（３）ワイズユース計画策定に関すること
（４）干潟から得られる恵みを活用した漁業、農業、商業等の振興
（５）観光資源としての利活用
（６）関係機関、関係団体との連絡調整
（７）その他、東よか干潟の持続可能な利用に関すること
以上を協議事項としております。
第４条が会員です。会員は別表に記載しております本日お集まりの皆さまの所属する団体を会員とさせて頂いた案となっております。
第５条は会長、副会長に関することになっております。会長は会員の互選により選出、副会長は会長の指名をして頂くことです。
第６条会長、副会長の任期は２年とする、ただし再任を妨げないとしております。
第７条会議の開催ですが、会議は会長が必要に応じ招集する。
２項会議の出席者ですけど、あらかじめ会員が決めた会員に属する者としておりますが、そこの団体に所属する方で推薦状を頂いておりますのでその方に原則として出席して頂くとなっておりますが、次の３項にて出席出来ないときは代理で別の者が出席できるものとしております。４項に会員以外の者も必要に応じて会議に出席させることができるとしております。
第８条の部会ですが、必要に応じて一部の部会を開くことが出来るとしております。
第９条は事務局についてですが、佐賀市環境部環境政策課に置くという規定です。
第１０条規約の改正について、協議会の構成員の過半数が出席する会議において出席者の過半数の合意を経てこの規約の改正をすることができるということです。
第１１条ここに記載してないものは会長が協議会にかけて定めるということです。施行日ですけど、本日皆さまよりご了承を得られれば施行日となっております。
ただいま説明をさせていただきました規約案についてご意見やご質問などございませんでしょうか。

会員：先ほど事務局の方より話しがあった中で自然保護と言葉が使われたと思いますが、その言葉とここにある保全というのが兼ね合いがどうなっているのか私には分かりません。それが一点ともう一点が第３条で１～７まであげてあります。これは全てこれからのことをあげてあると思います。でも東与賀には先代より前から生活されて来た中での文化があると思います。そういったのはどこで協議されるのか、そう言った項目はどうされるのか分かりませんので教えてください。

事務局：保護と保全と言い方では保全と言う言い方で統一したいと思っておりましたが、説明の際保護と言う言葉を使ったと思いますが、規約の中では保全と言う言葉で統一させて頂きたいと思います。

会員：ただその保全と言うのがどう言う意味なのかわからないので、ただこの規約をあげていったときにみんな理解できるのかなと思います。

事務局：一般的に聞いて保全と保護で分かりづらいということですので、どういうことが保全なのかそれも含めて今後この中で意見を頂ければと思います。これまでの生活の部分とか文化とか言って頂いておりますので第３条の７号その他の中でお話し合いをさせて頂ければと思います。今後課題とかいろいろなことが出てくると思います。ここにいろいろな専門の方がいらっしゃいますので、そこで十分なお話し合いが出来ればと考えております。

組織自体はこういう状態で協議会を進めさせて頂いて大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会規約につきまして原案通り決定させて頂くということにさせて頂きたいと思います。お手元の資料の（案）という文字を消して頂きますようお願いします。皆さまにおかれましては正式に本協議会の会員となられましたので今後ともよろしくお願い致します。また環境省及び佐賀県の両者におかれましてもオブザーバーという形で本協議会の運営についてご支援を頂きますようお願いいたします。

（２）会長選出

事務局：続きまして協議会規約第５条第１項及び第２項の規定により、協議会に会長を置き会長は会員の互選により選出することとなっています。どなたか自薦又は推薦していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

会員：シチメンソウを育てる会の石丸さんを推薦します。

事務局：ただ今シチメンソウを育てる会の石丸様を推薦していただきました。他にどなたかいらっしゃいませんでしょうか。いらっしゃらないようですので石丸様、本協議会の会長職をお願いしてよろしいでしょうか。

会員：分かりました。

事務局：それでは規約により会長は会員の互選により選出することになっていますので皆様方の承認を頂きたいと思います。本協議会の会長を、シチメンソウを育てる会の石丸義弘様でよろしいでしょうか。

会員：異議なし

事務局：それでは本協議会の会長をシチメンソウを育てる会の石丸義弘様に決定致します。よろしくお願い致します。会長席のほうにご移動よろしくお願い致します。それでは規約第７条第１項の規定に基づき会議の議長は会長が務めることになっておりますので、今後の進行を石丸会長にお願いします。よろしくお願いします。

会長：改めまして、こんにちは。規約第５条によりまして皆さまより会長という大任を仰せつかりました。これから先皆さまと一緒に環境保全とワイズユースの検討についてしていきたいと思います。よろしくお願いします。

これから会議の残りを私の方で進めさせて頂きたいと思います。副会長の選任がま

ずあると思います。この中から私の方で規約に基づき指名をさせて頂きたいと思います。学識者としてお見えの佐賀大学の郡山准教授にお願いしたいと思っております。郡山先生は皆さまご存知の通り有明海の干潟の環境学を研究テーマにされており干潟の保全や高度利用について研究をされております。また、地元東与賀町では、小中学生を中心に「東与賀ラムサールクラブ」や「干潟の探検隊」というのがありますがその活動の指導に深く関わっておられます。先生の研究活動はまさに今回の東よか干潟の保全とワイズユースについて検討する本協議会にぜひ必要だと思っておりますので、皆さんご賛同をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。郡山先生お忙しいとは思いますが副会長としてぜひ学識を生かしてお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

副会長：かなり大役を仰せつかりました佐賀大学の郡山です。今までもいろいろと私の研究は干潟の研究など行って、今小学生とか中学生の子供達と干潟に触れ合う活動をしております。いろいろ不慣れな役ではございますけどよろしくお願いします。

会長：ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。それでは早速ですが議事に入らせて頂きたいと思います。

（３）東よか干潟ラムサール条約湿地登録の経緯及び登録後の状況について

事務局：東よか干潟ラムサール条約湿地登録について、まずは登録の経緯からご説明致します。平成１６年に環境省の方が国内の登録地を増やすという目的で国内候補地を５４ヶ所選定されました。そのときに今の東よか干潟が選ばれました。その後に同年佐賀県と旧東与賀町に条約登録の打診があっております。しかしながら平成 17 年翌年に農産物の影響これは有害鳥獣、野鳥による食害への影響、それから空港が近いので航空機への鳥の衝突、バードストライクへの懸念から、なかなか登録が難しいのではないかという判断が出ております。その後平成２２年に条約の登録の要件が付け加えられて、それに伴って環境省より再度国内で候補地として１７２ヶ所改めて選定されております。このときに大授搦も選ばれております。その後平成２４年７月３日に熊本県の荒尾干潟が有明海で初めて条約に登録されております。その後同年環境省の方から佐賀市にお見えになりまして、大授搦の条約登録の打診があっております。翌年２５年に佐賀市において条約及び登録による影響等を調査研究した結果、特に大きな問題も無く登録によるメリットの方が大きいということで登録を目指すことに決定しました。その後地元の方々やいろいろな関係者の方の協力を得ながら、登録に向けた取り組みを実施してきたわけです。その結果、今年の５月２９日に条約の登録が実現しております。６月に南米ウルグアイで開催されたラムサール条約第１２回締約国会議（ＣＯＰ１２）において登録認定証授与式が開催され、佐賀市の市長に認定証が授与されております。

次に東よか干潟についてご説明させて頂きます。東よか干潟の位置ですけど皆さん

もうご存知だと思いますが、有明海の最北端に位置しております。面積は干潟としては単一の面積は国内有数の面積ですが、その一部２１８ha を条約湿地として登録しております。湿地の特徴としては有明海奥部特有の泥質の干潟です。登録区域は図面をつけております。東が八田江川から西が本庄江川の間、東与賀海岸に沿って沖合い６００m～７００mの区域をラムサール条約の湿地として登録しております。赤の斜線を引いている部分が特別保護区域としてこの区域から鳥獣保護区となっておりますので、この区域では埋め立てとか農作物を育てたりする場合は農水大臣の許可がいるということになります。

ラムサール条約に登録されるためにはいくつか要件があります。日本の登録要件としては３つ、１つ目は国際的に重要な湿地の基準に該当しているかどうか。２つ目が国の法律、これは先ほどの鳥獣保護法とか自然公園法により自然環境の保全が将来にわたり図られているか。３つ目に地元自治体や住民から登録の賛意が得られることとなっております。１つ目の国際的な基準は下に書いてありますように９つあります。湿地そのものの希少性とか固有性とか生物や生態系に関する基準や全部合わせて９つの基準があり、この中のいずれかに該当しなければ登録が出来ないとなっております。東よか干潟はこの中の３つの基準に該当するということで登録ということになっております。１つ目が国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地ということで、クロツラヘラサギやズグロカモメやホウロクシギなどが飛来しているとうことです。２つ目が水鳥の種又は地域個体群の個体数の１％以上を定期的に支える湿地ということで、クロツラヘラサギが１％、ズグロカモメが１０％、ダイセン１％などを支えている湿地ということです。３つ目が動植物のライフサイクルの重要な段階を支える上で重要な湿地ということで、これも野鳥になりますが秋から春にかけてシギやチドリ類が国内で最も多く飛来するのがこの東よか干潟となっております。環境省が毎年秋と春、シギ・チドリ類の調査を行っておりますが、調査の結果をグラフとして載せておりますが、グラフを見て頂いても分かるように多くのシギ・チドリ類が飛来しています。このシギ・チドリ類の渡り鳥は国境を越えて渡りをします。シギ・チドリ類はシベリアなどで繁殖し南半球で越冬し、中継地点でアジアを通過する渡りをしています。一部の種はそのままアジアで越冬しまた戻るといった渡りをしております。繁殖地、中継地、越冬地どこが欠けても種の保存に影響を及ぼしますので、それぞれが保全をしていくことに重要な責任があると思います。

次に東よか干潟の価値と魅力ということで、東よか干潟のいいところ強みですが、皆さまご存知の通り有明海は日本一の干満の差があり遠浅の干潟ですので雄大な風景を見ることができます。特に朝日や夕日の時間帯の干潟の風景は美しいです。見渡す限りの干潟の風景は初めて見る方に圧倒的なスケール感を与えると思います。その次に先ほども申しましたシギ・チドリ類の日本一の飛来地ということです。なかなか他

では見ることが出来ない多数の野鳥の群れを見ることが出来るなど、希少な野鳥を見るために全国から野鳥ファンが訪れていらっしゃいます。それからシチメンソウの群生地これも日本一ということです。シチメンソウは絶滅危惧種で現在は有明海沿岸のみに植生しておりますが、東よか干潟の両側部分と遊歩道側の沖の方に少し増えて来ていますが国内最大の群生地として、シチメンソウまつりとして毎年非常に多くの見物客がお見えになり賑わっています。４つ目が干潟の生きもの有明海の干潟の生きものの代表格としてムツゴロウやいろいろな生きものが海岸から観察することが出来ます。

これまでの取り組みについて、条約を５月に締約した後７月に条約登録を記念致しましてイベントを開催しております。場所は東与賀文化ホールふれあい館。参加者はだいたい５００人くらいで立ち見の方もいらっしゃった状況でした。内容のほうですが記念講演として環境省の課長さんとラムサールセンターの事務局長さんの講演がございました。それと活動発表です。どちらかというとこちらのほうがメインで行われました。東与賀の小学校６年生の子供達と、それから地元干潟の探検隊、東与賀ラムサールクラブの子供達に発表をして頂いております。子供達の有明海や干潟に対する想いが非常に伝わる内容になっていたと感じました。

次に現地での整備を少し行っております。１つ目が海岸堤防に大きな説明サイン看板を７月に設置しております。非常にきれいな写真を提供頂きました。２つ目が干潟よか公園内に紅楽庵という建物がありますが、その中に映像やパネルで東よか干潟を説明する東よか干潟ガイダンスルームを１０月に整備致しております。３つ目が交通アクセスです。世界遺産と連携を行い、南部周遊バスとして土曜日、日曜日、祝日のみになりますが、東よか干潟、三重津海軍所跡、諸富の昇開橋、佐賀城本丸歴史館を経由する周遊バスを７月より運行しております。それと夏休みの期間にあわせ、先ほど周遊バスで申しました場所を拠点として周るクイズラリーを実施しております。こちらには８２０通ほどの応募があったということで聞いております。

ＰＲ・情報発信ということになりますが、１つ目がプロモーションＤＶＤを制作しております。これは暫定的に３分くらいのプロモーションビデオを制作し、東よか干潟ガイダンスルームのモニターで流しております。２つ目が干潟の生物のプロモーションムービーの公開です。佐賀市をプロモーションするためのムービーということで、ワラスボのムービーが話題になりましたが、それに引き続きムツゴロウとシオマネキを題材にしたプロモーションムービーをガタバトルという名称で７月から公開をしております。３つ目がスマートフォン用の動画の配信です。スマートフォンで使えるココ見て！佐賀市という観光情報を発信するアプリ内で東よか干潟の動画を１０月より配信をしております。それとリーフレットを７月に作成をしております。本日、皆様のお手元にもお配りをさせて頂いております。

今後のワイズユースについて現状と課題をご説明させていただきます。保全活動の現状と致しまして１つ目がシチメンソウの保全活動です。石丸会長が会長をされておりますシチメンソウを育てる会は東与賀町の女性を中心に結成をされておりますが、会の中でシチメンソウの種を採取し種まきを行ったり、シチメンソウのゴミの除去を行うなど、保全活動を継続的に実施して頂いております。海岸清掃活動は佐賀県とＳＴＳが同時開催で行っておりますが、毎年多くの人に参加を頂いております。今年は９月４日に開催され、約９００人の県民、企業、団体、関係者が参加されたと聞いております。

今後における保全の課題を、こちらの方で考えた所で書いております。１つは干潟の環境の把握です。環境の保全をしていく中で、まず環境を知る必要がありますが、現在野鳥のデータ以外は近年の東よか干潟の環境測定のできるようなデータがないと言う現状がございます。これにつきましては例えば定期的な生態系のモニタリング調査を検討する必要があると考えております。２つ目が普及啓発です。自然の漂着物も多いですが、空き缶やペットボトルなど家庭から出るゴミ等の漂着も非常に海岸には多いです。そこで河川等にゴミの投棄を防止する普及啓発を、もっと進めていくことが必要だと考えられます。３つ目の保全活動の増加です。県の土木事務所の方から話しを聞くと、企業や自主的に清掃活動を申し出される方が増えてきていると聞いております。より一層活動を増加していくため、情報提供や保全活動のイベント等についても今後検討が必要だと考えております。

２つ目にワイズユースについての現状ですが、現地の来訪者の状況について、東よか干潟に隣接しております干潟よか公園につきましては、非常に来場者数が多く県内トップクラスで多くの方が来られております。県外からも柳川等の方から、たくさん親子連れがいらっしゃっているような状況になっております。シチメンソウの名称として認知が広まったことで１１月のまつりの時期には近年、増加傾向になっております。３つ目に、条約に登録されたということがございまして、バスツアー等が立ち寄るようなことも見られており、来客は少しずつ増えてきていると感じております。数字的なものを持っておりませんので、はっきりと前と比較して何人ということはないですけど、増えていると感じております。野鳥の時期には全国からバードウオッチャーがいらっしゃっている状況です。

これに対する課題がございます。１つ目が観光産業に利活用していく上で先程増えつつあると申しましたが、まだまだ多いとは言えません。より一層のＰＲを行うとともに、観光ツアーなどの企画も必要ではないかと考えております。２つ目に現地で観光客がいらっしゃっても説明する者が現在いないような現状でございます。ガイダンスルームには来て頂いておりますが、海岸の方で複数の観光客が来られた際、それぞれ対応できるようなガイドの育成が急務だと考えております。３つ目に現地に食や土産物がないということです。そのため、観光客の満足度が少し不足するのではないか

ということと、もう１つ、経済効果になかなか結びつきにくいという面がございます。これにつきましては土産物の開発や食、土産物が購入できるような場所に観光客を回遊させるような仕組みづくりが必要ではないかと考えております。ラムサール条約のブランドイメージを活用した特産品や特産物の振興、農産物、水産物にブランドイメージを活用していくというような検討も必要だと感じているところです。

最後に教育の部分になります。学習活動の現状といたしましては東与賀町では先程より申しております東与賀ラムサールクラブや東与賀のまちづくり協議会で運営していただいております干潟の探検隊等、小中学生を中心として干潟それから干潟に生息する生物等について体験学習の方を実施されております。東与賀の小中学校においても干潟や有明海について学校のカリキュラムの中で学ぶ機会を設けて頂いております。これに対する課題として２点書いております。１つは市内全域への拡大。今は地元、東与賀の子供達を中心として学習活動が行われておりますが、より多くの市内全域の子供達に、広げていく必要があると思います。しかしそこをどうやっていくかが課題です。そのためにラムサールクラブの参加者を市内広くから募集すること、それから市内の小中学校における環境学習の郷土学習の利用拡大を図っていくことが必要ではないかと考えております。もうひとつが人材の問題です。人材育成と受け皿づくりです。学習活動を活発化させていく上での指導者それから受け皿となる団体を、どう確保していくかが課題です。これにつきましてはガイドの育成と先程、急務と申し上げましたが、人材を確保していくとともに、子供達自身も学習活動の中で学んで将来を担うような人材に育成していく必要があると思います。もう１つは学習交流活動を行う上では地元の団体それから市民活動団体などと連携を図って進めていくことが必要ではないかと考えております。少し長くなりましたけれども説明は以上でございます。

会長：事務局の方から登録後の経緯について、状況それから課題について報告がありました。皆様方から何か今日、気づかれた点で結構ですのでありましたらお願いしたいと思います。このことについては今後検討をしていくことになろうかと思います。

会員：保全活動の現状それから今後の課題というふうに今説明をしてもらいましたが、その中で気になるのがシチメンソウの保全活動で、こんなことをしてますと話しがありましたけど、そのシチメンソウに対する課題は現在ないのかな、ということです。ほんとは下にあげなきゃならないのだろうと思いますが、今シチメンソウがある所は他の植物が、ものすごく出てきていると思います。それは今、提案の中で課題として捉えてあるのか、ないのか、もしあったらここに掲げるべきじゃないかと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

事務局：シチメンソウについてはヤードの中に青い別の植物が入っていると聞いております。それが勿論、課題だと捉えておりましたが、ここに全て載せきれなかったというのもありまして、もれているものもあろうかと思います。今後ヤードの中の除草作業

を行おうと考えております。その際には、いろいろなご意見を伺いながら行わないと、我々の素人判断ではいけませんので、そういうご意見をいただきながらヤードの中の整備やシチメンソウ保全を行おうと思っております。

会長：またいろいろこの他にも気づかれた点があろうかと思いますが、またおいおいその点について話し合っていきたいと思います

委員：それと、もう１つペットボトルの件が出ておりますが、それが防止のために普及を知らせていくということですが、これは誰に知らせられるのですか。ペットボトルが今の話から河川から流れてきているということで、どこからきているのか把握されているのかなと。佐賀市内のもの佐賀県だけからのものなのか他県から来たものなのか、そこら辺いかがでしょうか。

事務局：書き方としては河川になろうかとしておりましたが地元の方に話しを伺うと例えば、干潟よか公園に行く途中の田んぼにも捨てられており海岸にも捨てられている。それから海から打ち上げられて、このヤードの中にペットボトルがきているなど、いろいろなことを伺っております。それが佐賀市内か佐賀県外か、そこの把握というのは出来ておりません。今後例えば、環境に配慮した観光ツアーやエコツアーなどにおいて啓発したいと思っております。ゴミを収集、回収する海岸清掃活動も、活発になってきております。そういう所で報告など市民に向けた啓発をやっていきたいと思います。いろんな課題も出てくるかと思いますが、協議会でお話をしていただいて、どういう方向にもっていったら良いかアイデアを頂ければと思います。

会長：そうですね。これは植物の保全だけでなくて有明海、干潟全体のことで、上流域は以前ありましたように、いろんな所から流れてくるのがあります。一概にさっと片付くようなことではありません。ぜひこの辺りも含めて検討させて頂きたいと思います。また次の機会にでも、そういうことを協議していただきたいと思います。それでは次に今後のスケジュールについて事務局の方からお願いしたいと思います。

（４）今後のスケジュール

事務局：スライドの資料の方に戻っていただきまして今後のスケジュールでございます。平成２７年度、今年度につきましては、あと１回、皆様の方にお集まり頂きたいと考えております。２月に２回目の協議会を開きまして現地の視察をして頂きたいと考えております。東よか干潟それから同時に条約に登録をされました肥前鹿島干潟をご覧頂くことを予定しております。平成２８年度は、協議会でお願いしたいことがございまして、１つは干潟の保全とワイズユース推進のための協議と連携をして頂きながら、調査研究と計画案が策定へと行えるよう、ご意見等を頂きたいと考えております。また条約登録１周年イベントとして開催のご協力をお願いしたいと思います。保全や学習交流事業でこれから活発化していくことになるかと思いますが、ご協力の支援をして頂くことを考えております。以上でございます。

会長：今後のスケジュールで皆様方のご協力を頂きたいとありましたが、また具体的には後であるとは思いますが何かスケジュール等のことについて、ご意見やご質問などはございませんでしょうか。今後もご協力をお願いしたいと思います。最後に今日お忙しい中、国と県の方からオブザーバーとして見えておりますので、国や県における取り組みなどありましたら、お願いをしたいと思います。

環境省：ご指名ですので環境省です。私も去年の７月から今の職になりまして条約登録に向けた動きというのは、これまで皆さん一生懸命に活動されて最後のつめの所を担当させていただいた所です。これから条約登録後の保全とワイズユースということを地元の方たちが中心になって進めて頂くということになるわけですが、環境省としても例えば生物多様性を支援するための活動やエコツーリズムを推進するための活動等、こういったお金の面での支援的な仕組みもございます。また最近は森、里、川、海の連携ということで、山から海までみな繋がっていて、そこを皆が意識して守っていこうという国民的な運動になるように活動している所です。東よか干潟についても、ご支援できることは多々あると思いますのでご相談頂ければと思っております。

佐賀県：佐賀県からです。私ども県内でこの東よか干潟と肥前鹿島干潟が一緒に登録されましたので、それぞれで今年度は記念イベントがあっております。来年度条約登録１周年イベントを計画しようと思っております。今後は有明海の荒尾干潟が先に登録されていますので、連携しながら皆様の地道な取り組みで有明海再生につながるようにと思っております。先程ゴミのことでお話がありましたが、ゴミはどこからというＤＶＤを作っておりますのでご活用して頂けたらと思っております。また有明海の野鳥や生き物の塗り絵の台紙も用意しております。そういう所のご提供や県の他の課もいろんな観光の面、農水産業等そちらの方とも情報共有しながら皆さんに県としてどういう支援ができるかという事を話し合っております。私ども県と国と佐賀市さん鹿島市さんとも情報共有しながら、いい取り組みにできたらと思っておりますので、また今後ともよろしくお願い致します。

会長：ぜひ国の方それから県の方のご支援をお願いしたいと思います。そして市長がおっしゃいましたように有明海の再生につなぐものがあれば大変役立つものだろうと思います。今後また先程スケジュールの中にありましたように、いろいろな面での皆様方の意見を聞きながら検討をすることになっていきます。今日は皆様方のご協力でスムーズに議事を進めさせていただき本当にありがとうございます。今後も、この運営につきまして皆様のご協力をお願いして私の本日の進行は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局：石丸会長ありがとうございました。そして会員の皆様、オブザーバーの皆様、お疲れ様でした。ありがとうございます。今回、事務局の方で資料を作成しましてラムサール条約湿地東よか干潟について簡単にご紹介をさせて頂いたところでございます。我々で考えられるところの現状・課題というものを挙げさせていただきましたが、や

はり地元の方だったりそれぞれの専門家の方がいらっしゃいますので、いろんな気付きとか課題があるのではと思ってらっしゃると思いますので、今後の協議会の中でご意見をいただきまして、そしてそれぞれの分野でご協力いただけるものについてはぜひご協力いただきまして、我々と一緒に東よか干潟の保全とワイズユースについて進めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

閉会にあたりまして、佐賀市環境部の田中部長からご挨拶をさせていただきます。

環境部長：それでは閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。本日は長時間ご審議をいただき本当にありがとうございます。市長も冒頭に申しましたが、私達は今２つの大きな責任そして役割を担っていると思っております。その一つはやはりこれだけ世界に誇れる干潟がある。これをしっかりと守り、そして後世に引き継いでいくという大きな責任。それともう一つは、この宝、財産を、まちの力、そして地域の活力に繋げていくという大きな役割も担っております。これは双方にそれぞれが独立していくものではなく、例えば保全をしていく人たちに、まちの力、活力が大きく背中を押してくれるということにもなりますし、保全ができることによってまちの力に変えていくということで、大きく繋がりを持っております。これらをしっかりと進めていく必要があると思っております。現在、ラムサール条約の登録後、多くの市民の方々、また市外の方々に大変興味を持っていただきまして、現地にも足を運んでいただいております。ちなみに、現在東与賀の方ではいろいろな保全活動、そしておもてなしを取り組んでいただいております。この成果が実りまして、昨年度は東よか干潟には年間２８万人の方に来ていただいております。この２８万人という数字は、現在佐賀市内にある施設で一番多いのが佐賀空港の年間３６万人でございますが、これに次ぐ２番目に大きな数字になっております。こういう中で本日は、こうしてこれまでの地元の活動に加えまして、新たに協議会を立ち上げさせていただき、そして活動の大きな柱ができたことで、さらに多くの人たちが、ラムサールの干潟に大変大きな興味を寄せていただき、また期待も高まってくるものと思っております。これから私達、皆様方からのご意見、そして思いもしっかりと受け止めながら、これからの活動、計画に反映をさせていきたいと思っていますので、今後ともお力添えいただきますように、よろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

事務局：それではこれを持ちまして閉会とさせていただきます。皆様本日は誠にありがとうございました。